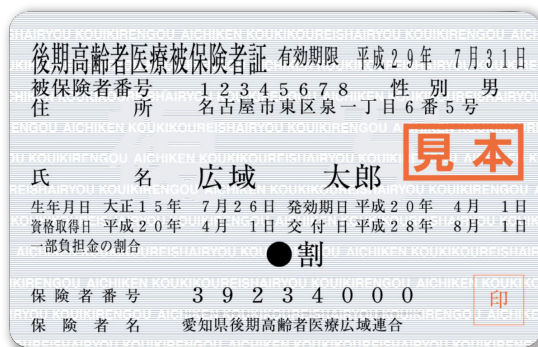


後期高齢者医療制度のお知らせ

「健康を守り続ける安心料」

8月1日(月)から、後期高齢者医療制度の保険証が「青色の保険証」に変わります。新しい保険証は7月中旬に簡易書留で郵送します。

8月以降は、新しい保険証を医療機関の窓口で提示してください。なお、有効期限は、平成29年7月31日です。



窓口負担 (一部負担金の割合)

医療機関にかかるときは、前年の所得をもとに、医療費の1割または3割の窓口負担をします。後期高齢者医療制

▶後期高齢者医療被保険者証(見本)

度に加算の方で、住民税課税所得が145万円以上ある世帯の方は、3割の窓口負担になります。新しい保険証を確認してください。

なお、窓口負担が3割と判定された方でも、世帯の収入などにより、申請により翌月から1割になる場合があります。詳しくは、新しい「保険証」郵送時に同封の「一部負担金の割合(窓口負担)について」を確認いただき、該当する方は、国保年金課へ申請してください。

保険料の滞納がある方

有効期限が短い「短期保険証」となり、国保年金課窓口での受け渡しになります。

限度額適用・標準負担額減額認定証について

住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(認定証)の交付が受けられます。認定証を医療機関で提示することにより、窓口負担や入院時の食事が減額されます。認定証をお持ちでない方は、国保年金課で申請してください。

保険料の納付について

被保険者の方に「平成28年度後期高齢者医療保険料額のお知らせ」を7月中旬に発送します。年間保険料額などについてご確認ください。

■問合わせ

国保年金課 ☎0652

平成28年度の後期高齢者医療保険料の算出方法と軽減措置

年間保険料額は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」を合計して計算します。

保険料の算出方法

所得割額
(所得金額-33万円)×所得税率9.54%

+

均等割額
被保険者一人当たり
46,984円

=

保険料額
(限度額57万円)
※100円未満切捨て

保険料軽減措置

1. 所得の低い世帯の方の軽減

①均等割額の軽減 世帯主及び被保険者の合計所得に応じて、下記のとおり軽減します。

対象となる方	軽減割合
世帯全体の所得金額の合計が33万円以下、被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他各種所得がない場合)	9割軽減(42,286円軽減)
世帯全体の所得金額の合計が33万円以下、9割軽減に該当しない	8.5割軽減(39,937円軽減)
世帯全体の所得金額の合計が33万を超え、33万円+(26.5万円×世帯の被保険者数)以下	5割軽減(23,492円軽減)
世帯全体の所得金額の合計が33万を超え、33万円+(48万円×世帯の被保険者数)以下	2割軽減(9,397円軽減)

②所得割額の軽減

本人の所得金額から33万円を引いた額が58万円以下の場合、所得割額は5割軽減となります。

2. 職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減

これまで職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった方は、保険料の均等割額が9割軽減され、所得割額が課せられません。